

件名

銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁  
長官が別に定める事項の一部を改正する件

○金融庁告示第 号

銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）第十九条の五及び第三十四条の二十七の二の規定に基づき、銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成二十六年金融庁告示第七号）の一部を次のように改正し、令和六年四月一日から適用する。

令和六年 月 日

金融庁長官 栗田 照久

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
<p>(銀行における四半期の開示事項)</p> <p>第六条 規則第十九条の五に規定する金融庁長官が別に定める事項のうち、自己資本の充実の状況に関する事項(国際統一基準に係るものに限る。)は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 「略」</p> <p>〔号を削る。〕</p> <p>二〇八 「略」</p> <p>2 規則第十九条の五に規定する金融庁長官が別に定める事項のうち、自己資本の充実の状況に関する事項(連結自己資本比率を算出する国際統一基準に係るものに限る。)及びTLACに関する事項(TLAC規制対象銀行に係るものに限る。)は、前項各号に掲げる事項に加え、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 「略」</p> <p>〔号を削る。〕</p> <p>二〇十三 「略」</p> <p>3 第一項第一号に掲げる事項は別紙様式第一号により、同項第二号並びに前項第二号及び第十二号に掲げる事項は別紙様式第七号により、第一項第四号及び前項第四号に掲げる事項は別紙様式第八号(連結自己資本比率を算出する国際統一基準に係る第一項第四号に掲げる事項)にあつては、第一面に限る。により、第一項第五号及び第八号に</p>	<p>(銀行における四半期の開示事項)</p> <p>第六条 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 貸借対照表の科目が自己資本の構成に関する開示事項である別紙様式第一号に記載する項目のいずれに相当するかについての説明</p> <p>三〇九 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 自己資本比率告示第三条の規定に従い連結財務諸表を作成したと仮定した場合における連結貸借対照表の各科目の額及びこれらの科目が自己資本の構成に関する開示事項である別紙様式第五号に記載する項目のいずれに相当するかについての説明</p> <p>三〇四 「同上」</p> <p>3 第一項第一号に掲げる事項は別紙様式第一号により、同項第二号に掲げる事項は別紙様式第十三号により、同項第三号並びに前項第三号及び第十三号に掲げる事項は別紙様式第七号により、第一項第五号及び前項第五号に掲げる事項は別紙様式第八号(連結自己資本比率を算出する国際統一基準に係る第一項第五号に掲げる事項)にあつては、</p>

掲げる事項は別紙様式第九号により、同項第六号に掲げる事項は別紙様式第二号により、前項第一号に掲げる事項は別紙様式第五号により、同項第五号及び第九号に掲げる事項は別紙様式第十号により、同項第七号に掲げる事項は別紙様式第六号により、同項第十一号に掲げる事項は別紙様式第十六号により、それぞれ作成するものとする。

〔項を削る。〕

（銀行持株会社における四半期の開示事項）

第九条 規則第三十四条の二十七の二に規定する金融庁長官が別に定める事項のうち、自己資本の充実の状況に関する事項（国際統一基準持株会社に係るものに限る。）及びTLACに関する事項（TLAC規制対象銀行持株会社に係るものに限る。）は、次に掲げる事項とする。

一 〔略〕

〔号を削る。〕

第一面に限る。）により、第一項第六号及び第九号に掲げる事項は別紙様式第九号により、同項第七号に掲げる事項は別紙様式第三号により、前項第一号に掲げる事項は別紙様式第五号により、同項第二号に掲げる事項は別紙様式第十四号により、同項第六号及び第十号に掲げる事項は別紙様式第十号により、同項第八号に掲げる事項は別紙様式第六号により、同項第十二号に掲げる事項は別紙様式第十六号により、それぞれ作成するものとする。

4 第一項第二号及び第二項第二号に掲げる事項については、対象となる四半期の末日を基準日とする貸借対照表及び連結貸借対照表が金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十四条第一項若しくは第三項の規定に基づく有価証券報告書、同法第二十四条の四の七第一項の規定に基づく四半期報告書又は同法第二十四条の五第一項の規定に基づく半期報告書において公表される場合を除き、記載することを要しない。

（銀行持株会社における四半期の開示事項）

第九条 〔同上〕

一 〔同上〕

二 持株自己資本比率告示第三条の規定に従い連結財務諸表を作成したと仮定した場合における連結貸借対照表の各科目の額及びこれらの科目が自己資本の構成に関する開示事項である別紙様式第五号に

二〇十三 「略」

2 前項第一号に掲げる事項は別紙様式第五号により、同項第二号及び第十二号に掲げる事項は別紙様式第七号により、同項第四号に掲げる事項は別紙様式第八号により、同項第五号及び第九号に掲げる事項は別紙様式第十号により、同項第七号に掲げる事項は別紙様式第六号により、同項第十一号に掲げる事項は別紙様式第十六号により、それぞれ作成するものとする。

「項を削る。」

記載する項目のいずれに相当するかについての説明  
三〇十四 「同上」

2 前項第一号に掲げる事項は別紙様式第五号により、同項第二号に掲げる事項は別紙様式第十四号により、同項第三号及び第十三号に掲げる事項は別紙様式第七号により、同項第五号に掲げる事項は別紙様式第八号により、同項第六号及び第十号に掲げる事項は別紙様式第十号により、同項第八号に掲げる事項は別紙様式第六号により、同項第十二号に掲げる事項は別紙様式第十六号により、それぞれ作成するものとする。

3 第一項第二号に掲げる事項については、対象となる四半期の末日を基準日とする連結貸借対照表が金融商品取引法第二十四条第一項若しくは第三項の規定に基づく有価証券報告書、同法第二十四条の四の七第一項の規定に基づく四半期報告書又は同法第二十四条の五第一項の規定に基づく半期報告書において公表される場合を除き、記載することを要しない。

備考 表中の「」の記載は注記である。